

健康診断マニュアル

目次

1.	定期健康診断	02
1-1.	定期健康診断の実施	03
1-2.	健康確保対策の実施	09

1.

定期健康診断

定期健康診断

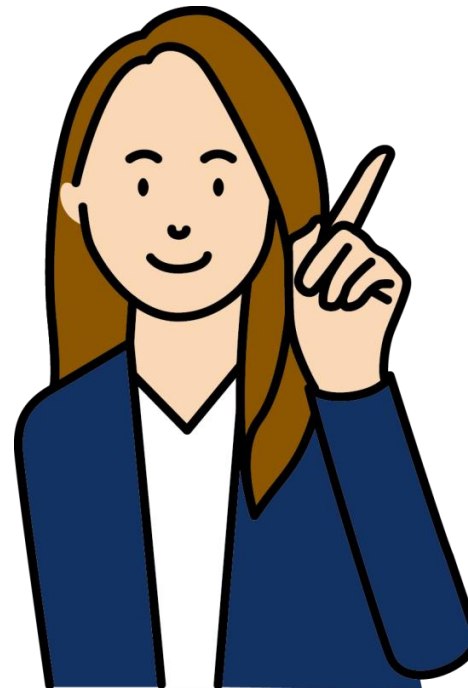
労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施しており、必要に応じて産業医・保健総合支援センターの支援を受けて健康確保対策（医師の意見書の回収等）を実施している。

従業員等の健康保持・増進の取り組みをすることが、将来的に企業の収益性等を高めることに繋がります。従業員の健康管理を経営的な観点で取組み、従業員の活力や生産性の向上等の組織の活性化を実現させ、結果的に業績や企業価値の向上に繋がしましょう。



定期健康診断【定期健康診断の実施】

労働安全衛生法に基づき、会社は従業員に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。
実施が適性にされているか表に沿って確認をしていきましょう。表の各項目についてチェック欄に
チェックをしていきましょう。



定期健康診断【定期健康診断の実施】

チェック項目	確認項目	チェック
一般健康診断	☐ 一年以内に1回、定期的に健康診断を行っていますか？ （※1の業務の方を除く）	☐ 問題なし ☐ 要改善
	☐ 対象者はパート・アルバイトを含め常時使用する従業員となっていますか？ （常時使用するとは1週間の所定労働時間が正社員の4分の3以上あることを言い、パート・アルバイトも含みます。）	
	※1 労働安全規則第13条第1項第2号に掲げる業務	
	① 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	
	② 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務	
	③ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	
	④ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	
	⑤ 異常気圧下における業務	
	⑥ さく岩機、鋳打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務	
	⑦ 重量物の取扱い等重激な業務	
	⑧ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	
	⑨ 坑内における業務	
	⑩ 深夜業を含む業務	
	⑪ 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務	
	⑫ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務	
	⑬ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務	
	⑭ その他厚生労働大臣が定める業務	

定期健康診断【定期健康診断の実施】

チェック項目	確認項目	チェック
特定業務従事者の健康診断	上記の※1に該当する業務に常時従事する従業員には、この業務への配置換えの際と、6か月に1回健康診断を行っていますか？ 対象者がいない場合には、問題なしにチェックをいれてください。	☐ 問題なし ☐ 要改善
海外派遣従業員の健康診断	海外に6ヶ月以上派遣する従業員には、海外に6月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際に健康診断を行っていますか？ 対象者がいない場合には、問題なしにチェックをいれてください。	☐ 問題なし ☐ 要改善
給食従業員の検便	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する従業員がいる場合には、雇入れの際と配置替えの際に検便を行っていますか？ 対象者がいない場合には、問題なしにチェックをいれてください。	☐ 問題なし ☐ 要改善

定期健康診断【定期健康診断の実施】

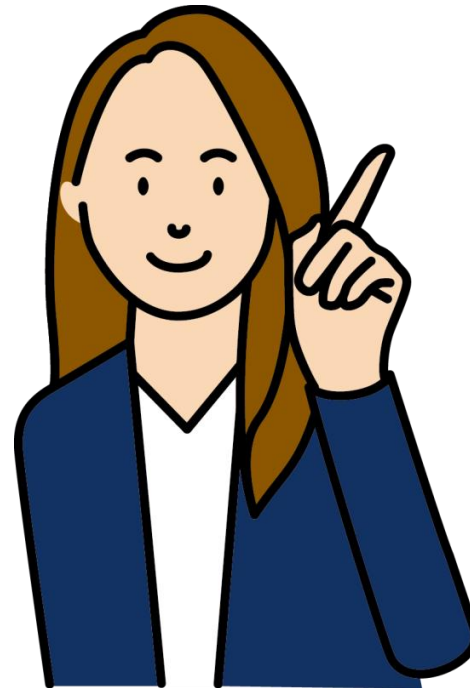
チェック項目	確認項目	チェック
特殊健康診断等	次の有害な業務に常時従事する従業員等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回（じん肺健診は管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回）、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません、実施されていますか？ 対象者がいない場合には、問題なしにチェックをいれてください。	☐ 問題なし ☐ 要改善
	【特殊健康診断】 ・ 屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する従業員（有機則第 29 条） ・ 鉛業務に常時従事する従業員（鉛則第 53 条） ・ 四アルキル鉛等業務に常時従事する従業員（四アルキル鉛則第 22 条） ・ 特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する従業員及び過去に従事した在籍従業員（一部の物質に係る業務に限る）（特化則第 39 条） ・ 高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する従業員（高圧則第 38 条） ・ 放射線業務に常時従事する従業員で管理区域に立ち入る者（電離則第 56 条） ・ 除染等業務に常時従事する除染等業務従事者（除染則第 20 条） ・ 石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する従業員及び過去に従事したことの在籍従業員（石綿則第 40 条）	

定期健康診断【定期健康診断の実施】

チェック項目	確認項目	チェック
特殊健康診断等	次の有害な業務に常時従事する従業員等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回（じん肺健診は管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回）、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません、実施されていますか？ 対象者がいない場合には、問題なしにチェックをいれてください。 【じん肺検診】 ・ 常時粉じん作業に従事する従業員及び従事したことのある管理 2 又は管理 3 の従業員（じん肺法第 3 条、第 7～10 条） 注：じん肺の所見があると診断された場合には、労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。 【歯科医師による検診】 ・ 塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する従業員（安衛則第 48 条）	

定期健康診断【健康確保対策の実施】

健康診断を実施したら、その結果に基づいて会社は記録を保存したり、医師からの意見聴取を実施するなど、以下の措置を取る必要があります。体制を構築して実施しているか確認しましょう。



定期健康診断【健康確保対策の実施】

項目	確認項目	チェック
記録の保存	☐ 健康診断の結果について健康診断個人票を作成していますか？ ☐ 個人票を保存していますか？ →作成して保存をしていない場合には、作成をするようにしましょう。 こちらからダウンロードが可能です。 厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index_00001.html	☐ 問題なし ☐ 要改善
医師等からの意見聴取	☐ 健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある従業員について、従業員の健康を保持するために必要な措置について、医師（歯科医師による健康診断については歯科医師）の意見を聞かなければなりません、意見を聞く体制はありますか？ →体制がない場合には、健康診断を実施した病院や産業医に相談をしてみましょう。	☐ 問題なし ☐ 要改善
健康診断の結果に基づく保健指導	☐ 健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある従業員に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません、体制は出来ていますか？ →体制がない場合には、健康診断を実施した病院や産業医に相談をしてみましょう。	☐ 問題なし ☐ 要改善

定期健康診断【健康確保対策の実施】

項目	確認項目	チェック
所轄労働基準監督 署長への報告	☐ 常時50人以上の従業員を使用する会社、特殊健診の結果報告書については、健診を行った全ての会社は、労働基準監督署へ報告をしなくてはなりませんが、報告はされていますか？ →報告をしていない場合には、報告の書類を提出します。 こちらからダウンロードが可能です。 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18.html	☐ 問題なし ☐ 要改善
特記事項	以上の確認点を踏まえ、改善をする点や気になった点を記載しましょう。	

定期健康診断【健康確保対策の実施】

病院の他、様々な機関や専門家があります。そこでは身体だけでなく心の健康相談や、カウンセリング、診断、治療、復職指導、教育研修、情報提供、助言などを行なっています。

会社は必要に応じてこれらの機関や専門家を活用することが望ましいとされています。

また、従業員が相談内容を会社に知られてたくない場合にも、これらのサービスを活用することは効果的であるといわれているため、以下、各機関についてここで紹介をします。



定期健康診断【健康確保対策の実施】

◆都道府県産業保健推進センター（全国47都道府県に設置）

- ・産業医や衛生管理者などの事業場内産業保健スタッフに対しての産業保健全般についての相談対応や研修などのサービスを提供

◆地域産業保健センター

- ・産業医などの選任義務のない50人未満の小規模事業場と、そこで働く従業員に対して、都道府県産業保健推進センターと同様のサービスを提供

◆労災病院

- ・ストレス関連疾患の診療や相談
- ・従業員を対象とした、心の健康に関する相談（電話や電子メールによる相談も含む）

◆中央労働災害防止協会

- ・事業場の管理監督者や産業保健スタッフなどに対して、相談・助言、情報提供や教育研修の場を提供
- ・メンタルヘルス対策の取り組み方がわからない事業場、または、これまでの取り組みをさらに発展しようとする事業場に、専門家が訪問し、助言・指導を行う「メンタルヘルス対策支援事業」（厚労省に委託により無料）

◆EAP（従業員支援システム）

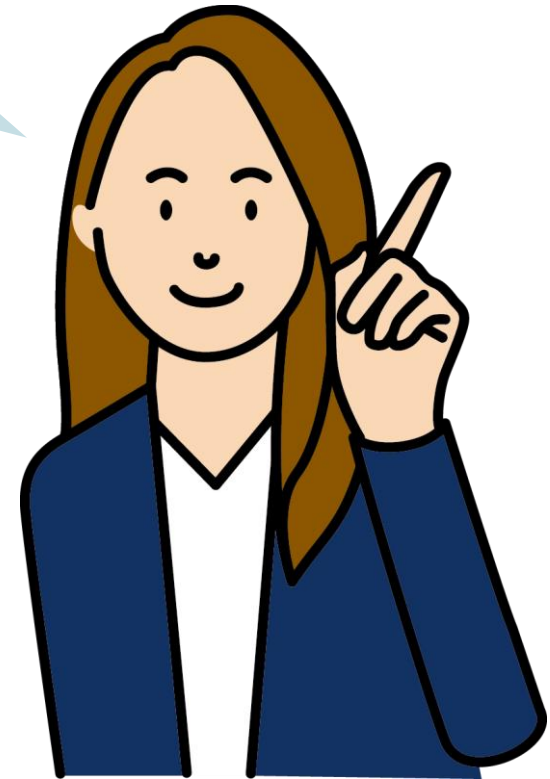
- ・社員の個人的または仕事にまつわる問題の発見および解決をサポートし、企業全体の生産性の向上を支援

定期健康診断【健康確保対策の実施】

上記以外にも、効果的な活用の実施については、
産業医、臨床心理士といった専門家との連携で決めていくと良いです。

【その他の事業場外のサービスの例】

- ・ 健康保険組合
- ・ 労働衛生コンサルタント、産業カウンセラー、精神保健福祉士等
- ・ 精神科、心療内科の医療機関
- ・ 地域保健機関
- ・ 産業医学振興財団
- ・ 医師会
- ・ 産業医科大学



従業員の健康・安全衛生について会社が体制を整備することは、働きやすい安心な環境を作るだけではなく、**従業員の活力の向上をもたらし、結果生産性の向上に繋がります。**

最終的には業績や企業価値の向上につながる活動です。経営戦略として取り組みましょう。

